

FMCだより

3
2011

3月といえば卒業シーズンですが、スギ花粉の飛散が本格化する時期でもあります。

花粉症の方にとっては辛い時期ですが、少しでも気分よく乗り切りたいですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



年収1,500万円超が対象に、 給与所得控除の改正

平成23年度税制改正大綱が昨年(2021年)の12月16日に閣議決定されました。今回の改正は、法人全体の税負担を軽減する代わりに、個人の税負担が増えるような改正項目となっています。

個人の税負担が増える代表格として、「給与所得控除の改正」があります。今回は、この給与所得控除の改正についてお届けしたいと思います。

給与所得控除とは

そもそも、給与について税金の計算をする場合、まず次の算式を用いて、課税対象となる「給与所得」の額を計算します。

$$\text{給与収入} - \text{給与所得控除額} = \text{給与所得}$$

給与所得控除とは、給与を得るための経費を概算で計算した控除項目です。この給与所得控除は、給与収入に応じて金額が決められており、現行の税制では、最低65万円の控除が受けられ、上限は設定されていません。1,000万円を超えていれば収入金額の5%+170万円が給与所得控除額になり、10億円の給与収入を得ていれば10億円の5%+170万円が給与所得控除額になります。つまり、どれだけ高額でも収入の5%は給与所得控除額として認めてもらえました。

今回の改正の内容

給与所得控除について、主に次の2点の改正がなされます。

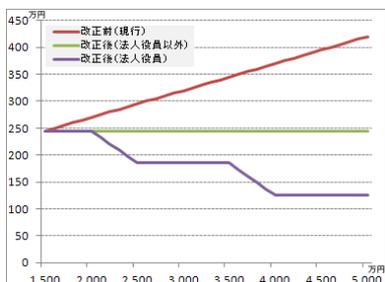
1. 給与所得控除の頭打ち

給与所得控除額は、**245万円が上限**になります。

2. 役員給与等に係る給与所得控除の見直し

法人役員で年収2,000万円を超える場合は、右表の区分に応じた給与所得控除額となります。この場合の法人役員は、取締役・監査役のほか理事や監事なども該当します。

年収	給与所得控除額
2,000万円超 2,500万円以下	245万円 － 年収2,000万円超の部分×12%
2,500万円超 3,500万円以下	185万円
3,500万円超 4,000万円以下	185万円 － 年収3,500万円超の部分×12%
4,000万円超	125万円



年収に対する給与所得控除額の推移をグラフにしてみると、左のようになります。

たとえば、社長の年収が3,600万円であればこの改正のみで**177万円の所得増**となります。税率を所得税・住民税合わせた最高税率50%とすると、**税金が88.5万円増える**ことになります。

この改正は平成24年分以後の所得税及び平成25年度分以後の個人住民税について適用されます。つまり、来年以降に適用となるわけですが、法人の役員給与は、会社の毎期定時改定で決まります。3月決算法人にあっては、5月以降の株主総会等で役員給与が決定されることでしょう。今回の決算終了後の株主総会等で決定される役員給与が、来年の個人税金計算に影響を及ぼします。ご自身の税金負担がどのくらい増えるのか、事前に試算なさってみるとよいでしょう。



エネルギー設備投資は、 エネ革からグリーン投資へ

平成23年度税制改正大綱で発表された内容には、時限措置として優遇された制度の廃止や縮小が多くあります。そのなかで「エネルギー需給構造改革推進税制（エネ革）」が廃止されることが明記されています。しかしこの制度自体は廃止されたものの、エネルギー設備投資は、新しい「グリーン投資減税」へと制度が生まれ変わることになりました。

そこで今回は、このエネルギー設備投資に関する優遇制度の改正についてお届けします。

エネ革とは

エネ革とは、省エネやエネルギー確保をするための一定の設備を取得等し、事業に供した場合には、通常の減価償却費とは別に一定の特別償却を受けることができる制度（中小企業者は税額控除との選択が可能）です。

一定の特別償却・税額控除

1. 特別償却（損金として計上し、所得金額から控除できるもの）
基準取得価額×30%
2. 税額控除（税額から控除できるもの）
基準取得価額×7%（税額×20%が限度、1年間の繰越しが可能）

特に、平成21年4月1日から平成23年3月31日までは、初年度に取得価額の全額を償却することができる特例が設けられていました。

全額償却処理を行える特例期間中は、省エネに限らず節税にも大いに貢献する投資として考えられます。そのため、省エネ設備の投資を検討された事業者は、エネ革対象設備かどうか事前に確認をし、その上で取得等及び事業に供して、省エネに貢献するとともに全額償却処理を行い、節税を行うことができました。

グリーン投資減税の内容

一方、改正により新設されるグリーン投資減税は、平成23年4月1日から平成26年3月31日の間にCO2排出削減やエネルギー確保効果のある一定の設備を取得等し、事業に供した場合には、通常の減価償却費とは別に一定の特別償却を受けることができる制度（中小企業者は税額控除との選択が可能）です。

一定の特別償却・税額控除

1. 特別償却（損金として計上し、所得金額から控除できるもの）
取得価額×30%
2. 税額控除（税額から控除できるもの）
取得価額×7%（税額×20%が限度、1年間の繰越しが可能）

対象設備は、エネ革と重複するものも多くあります。そのため、エネ革が廃止されることによる影響は少ないものの、初年度全額償却が改正で延長されなかった、という点に注目しなければなりません。

特に、対象設備を投資しようか検討中であれば、全額償却が適用できるのは今年の3月31日までの取得等及び事業に供した場合に限られます。その点を再度ご確認ください、投資の検討を行いましょう。



労務情報

月給者の最低賃金の確認方法

最低賃金は、ここ数年、多くの都道府県で大幅な引上げが続いています。そもそも最低賃金とは、事業主が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めたものであり、都道府県別に定められる「地域別最低賃金」と、特定の産業別に定められる「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。特定（産業別）最低賃金は地域別最低賃金より高い水準が定められており、地域別最低賃金よりも優先して適用されることになっています。

ここでは普段、確認が漏れがちな月給者の最低賃金の確認方法を取り上げましょう。

最低賃金の確認方法

最低賃金は原則として時間額で設定されていますので、時給者の場合は単純に最低賃金と時間額を比較することができますが、月給者については、「月給（※）÷1ヶ月の平均所定労働時間」という計算式に基づき時間額を算出し、それと最低賃金を比較して確認を行います。（※最低賃金の対象となる賃金のみで算出）

最低賃金の確認事例

それでは、月額賃金165,000円の者を例に挙げ、その金額が東京都の地域別最低賃金（821円）をクリアしているか、具体的事例を計算してみましょう。

[Step1]支給された賃金から最低賃金の対象とならない賃金を除外

最低賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に基づき計算するため、時間外手当（休日手当、深夜手当を含む）は対象外となるほか、精皆勤手当、通勤手当等、一定の除外すべき賃金が定められています。

$$165,000\text{円} - \text{除外すべき賃金（通勤手当5,000円} + \text{時間外手当35,000円）} = 125,000\text{円}$$

【事例】※東京都とする

基本給	100,000円	} 最低賃金の 対象賃金125,000円	1日の所定労働時間	7時間30分
職務手当	25,000円		年間所定労働日数	250日
通勤手当	5,000円	除外	東京都最低賃金	821円
時間外手当	35,000円	除外	(平成22年10月24日より)	
合計	165,000円			

[Step2] 1ヶ月の平均所定労働時間を計算

1日の所定労働時間と年間の所定労働日数から、1ヶ月の平均所定労働時間を計算します。

$$7\text{時間}30\text{分} \times 250\text{日} \div 12\text{ヶ月} = 156.25\text{時間}$$

[Step3]最低賃金対象の賃金を時間額に換算

$$125,000\text{円} \div 156.25\text{時間} = 800\text{円}$$

この事例で算出された800円は東京都の地域別最低賃金である821円を下回っているため、最低賃金以下の賃金しか支払われていないこととなります。この場合には、事業主は労働者に対してその差額を支払わなくてはならないほか、罰則の適用を受けることとなります。

今後も最低賃金が徐々に引き上げられていく予定ですので、4月の給与改定に併せて確認しておきたいところです。なお、最低賃金額は各都道府県労働局のホームページで確認できます。



経営情報

増加傾向にある下請取引における 勧告・違反件数

中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。こうしたなか、中小企業庁や公正取引委員会などから下請取引の適正化に関する告知が増えています。下請取引はどのような状況になっているのでしょうか。

増加傾向にある公正取引委員会の勧告・指導件数

平成22年11月に公正取引委員会から発表された「平成22年度上半期における下請法等の運用状況及び今後の取組（概要）」（*1）によると、公正取引委員会が勧告又は指導を行った事件における、違反行為の類型別件数の状況は右表のようになっています。

22年度上半期の下請法違反行為件数の総計は3,485件で、21年度に比べ31.5%の増加となっています。下請企業にとっては好ましくない状況が強まっていることがわかります。

違反行為の中で最も多いのは「書面不備・未交付」の2,093件で、21年度に比べて25.5%の増加となっています。親事業者は発注の際に下請業者に対して書面を作成して渡すこととされています。しかし実際には、書類に不備があるケースや渡されないケースが多くなっていることがわかります。

次に多いのが、「支払遅延」で696件となっています。21年度に比べて、91.2%も増加しています。

下請法違反行為の類型別件数比較

（単位：件）

	平成21年度 上半期	平成22年度 上半期
総計	2,651	3,485
実体規定関係小計	675	1,006
受領拒否	11	6
支払遅延	364	696
下請代金の減額	50	80
返品	5	4
買ったたき	40	46
購入・利用強制	26	37
報復措置	0	0
有償材の早期相殺	10	12
割引困難手形	127	78
利益提供要請	35	27
やり直し	7	20
手続規定関係小計	1,976	2,479
書面不備・未交付	1,817	2,093
書類未保存	159	386

公正取引委員会「平成22年度上半期における下請法等の運用状況及び今後の取組」より作成

自社の下請取引を確認してみませんか

「書面不備・未交付」だけであれば、実際の取引には大きな支障のないケースもあるでしょう。しかし、下請法違反の中で2番目に多い支払遅延については、下請事業者の資金繰りを左右し、経営そのものに大きく影響を与えることも多いと思われます。ですから、親事業者は下請法（下請代金支払遅延等防止法）を遵守して取引することが欠かせません。また下請事業者も下請法の内容をきちんと把握しておくことが、自社を守ることに繋がります。

中小企業庁では下請取引が適正に行われるように、以下のような業種について個別のガイドラインを作成しホームページで公開しています（*2）。

- (1) 素形材 (2) 自動車 (3) 産業機械・航空機等 (4) 情報通信機器 (5) 繊維
 (6) 情報サービス・ソフトウェア (7) 広告 (8) 建設 (9) トラック運送 (10) 建材・住宅設備
 (11) 放送コンテンツ (12) 鉄鋼 (13) 化学 (14) 紙・紙加工品 (15) 印刷

自社の下請取引について不安を感じる方は、こうしたガイドラインなどを一度確認されてはいかがでしょうか。

（*1）詳細は以下の公正取引委員会のページで確認することができます。
平成22年度上半期における下請法等の運用状況及び今後の取組（概要）
<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/10.november/10111202.pdf>

（*2）中小企業庁「下請適正取引等推進のためのガイドライン」。詳細は以下の中小企業庁のページで確認できます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>



医業情報

看護師やその他の職員に対する 外来患者さんの満足度

医療機関の評判は、医師だけではなく、看護師やその他の職員の患者さんへの対応によっても大きく左右されます。ここでは、厚生労働省の調査（*）から、病院の看護師やその他の職員さんによる看護や対応などへの外来患者さんの満足度に関する結果をご紹介します。

満足と回答した割合は約60%

満足と回答した割合は全体で58.0%となり、約60%に達しています。年齢階級別にみると、満足の割合が最も多いのが75歳以上の61.0%、逆に最も満足の割合が少ないのが、15～39歳の53.9%となりました。

なお40歳以降になると、年齢階級が高くなるほど、満足と回答した割合も増える傾向にあります。次に男女別にみてみましょう。

看護師やその他の職員による看護や対応などに対する
外来患者の満足度

(単位：%)

年齢階級	総数	満足	ふつう	不満	その他	無回答
総数	100.0	58.0	30.3	5.3	0.6	5.9
0～14歳	100.0	60.4	30.2	6.2	0.6	2.6
15～39歳	100.0	53.9	34.7	8.3	0.6	2.5
40～64歳	100.0	56.1	33.6	6.0	0.7	3.7
65～74歳	100.0	58.8	28.7	4.4	0.5	7.5
75歳以上	100.0	61.0	25.5	3.4	0.4	9.7
不詳	100.0	49.4	28.3	6.4	0.9	15.1

厚生労働省「平成20年受療行動調査」より作成

男性の方が満足と回答した人が多い

男女の総数で満足と回答した割合を比較すると、男性の方が女性より多くなっています。また年齢階級別では、15～39歳を除いて、男性の方が多くなっています。

この結果から見る限り、全体的な傾向として、看護師やその他の職員の看護や対応などに対して、女性の患者さんの方が満足する人が少なく、患者さんと接する際には留意しておきたいポイントといえそうです。

看護師やその他の職員による看護や対応などに対する
外来患者の満足度（男女別）

(単位：%)

年齢階級	満足		ふつう		不満		その他		無回答	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数	59.7	56.5	28.9	31.5	5.0	5.5	0.6	0.5	5.8	6.1
0～14	60.8	59.9	30.0	30.4	6.4	6.0	0.7	0.4	2.2	3.2
15～39	53.2	54.3	35.0	34.5	7.7	8.7	0.9	0.4	3.2	2.1
40～64	57.9	54.6	31.7	35.2	5.8	6.1	0.8	0.6	3.9	3.4
65～74	61.1	56.6	27.6	29.8	4.2	4.6	0.5	0.5	6.7	8.4
75歳以上	63.4	59.1	23.6	26.9	3.2	3.6	0.4	0.4	9.3	9.9
不詳	52.2	47.7	26.7	29.3	7.1	6.0	0.8	0.9	13.2	16.2

厚生労働省「平成20年受療行動調査」より作成

また、男女とも外来患者の約40%が看護師や職員による看護や対応などに満足していないわけですから、これらの患者さんを満足させることができれば、その医療機関の満足度はさらに高まることでしょう。そのためには看護師やその他の職員さんの患者対応能力を、さらに高めることが欠かせません。

新年度を迎えるこの季節は接遇関連の研修も数多く行われる季節です。医療機関向けの研修を用意しているところもありますので、必要性を感じられる方は、自院の職員さんなどにこうした研修を受けさせてみてはいかがでしょうか。

(*) 平成20年受療行動調査

全国の一般病院を利用する患者（外来・入院）を対象として、層化無作為抽出した一般病院（500施設）を利用する患者さんを調査の客体としています。調査は平成20年10月21日（火）～23日（木）の3日間のうち医療施設ごとに指定した1日に実施。外来患者さんの調査表回収数は102,674、有効回答数は100,946となっています。詳細は厚生労働省のサイト（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/34-17.html>）で確認できます。

今月は、個人の確定申告期限であると同時に、3月決算の会社にとっては、年度最終時期です。また、社会保険に関する料率が改定されますので、漏れのないよう処理をしましょう。

2011年3月

お仕事備忘録



1. 所得税の総収入金額報告書

2. 確定申告の税額の延納の届出書

3. 個人の青色申告の承認申請

4. 所得税の更正の請求

5. 協会けんぽの健康保険料率の引上、介護保険料率の改定

6. 平成23年3月31日で定年後の継続雇用制度の対象者基準に係る特例が終了

7. 入社式の準備と最終確認

1. 所得税の総収入金額報告書

次のすべてに該当する人が提出する義務があります。

- (1) 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている
- (2) その年中の(1)の所得の総収入金額の合計額が3,000万円を超える
- (3) その年分の確定申告書を提出していない

つまり、所得がゼロやマイナスであって確定申告書を提出する義務がなくても、総収入金額の合計額が3,000万円を超えてしまうと提出しなければなりません。ただし損失申告書や還付申告書を提出していれば提出する必要はありません。なお、所定の報告書は最寄りの税務署からお取寄せ下さい。

2. 確定申告の税額の延納の届出書

確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。

ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件です。

つまり、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未満となります。

なお、納付期限は3月15日、延納期限は納付した年の5月31日です。

3. 個人の青色申告の承認申請

個人の青色申告の承認申請は、3月15日までに所轄税務署へ到達しなければなりません(到達日基準)。余裕をもって申請書を提出しましょう。

但し、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。

4. 所得税の更正の請求

確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合について一定の場合には、次の期間に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

- (1) 通常申告の場合・・・申告期限(3月15日)から1年以内
- (2) 還付申告の場合・・・提出日から1年以内

5. 協会けんぽの健康保険料率の引上、介護保険料率の改定

3月分より協会けんぽの健康保険料率が引上げられ、介護保険料率が変更されます。

6. 平成23年3月31日で定年後の継続雇用制度の対象者基準に係る特例が終了

労働者数300人以下の事業主において認められていた、定年後の継続雇用制度の対象者基準に係る特例が平成23年3月31日で終了します。

7. 入社式の準備と最終確認

いよいよ新入社員が入社します。最終準備を行います。

次の最終チェックリストで漏れがないかどうか確認しましょう。

- ◆式次第の作成、挨拶する方への依頼など済んでいますか？
- ◆新入社員への連絡はできていますか？
- ◆記念撮影の準備はできていますか？
- ◆歓迎会の準備、進行打合せはできていますか？
- ◆オリエンテーションなどの準備はできていますか？
- ◆配付備品は整っていますか？
- ◆社会保険事務、源泉徴収事務の準備はできていますか？



確定申告期限であると同時に、3月決算会社は年度末です。また、4月入社準備等に追われる時期でもあります。漏れのないようにスケジュールを立てましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	火	先負	
2	水	仏滅	
3	木	大安	
4	金	赤口	
5	土	友引	
6	日	先負	啓蟄
7	月	仏滅	
8	火	大安	
9	水	赤口	
10	木	先勝	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(2月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
11	金	友引	
12	土	先負	
13	日	仏滅	
14	月	大安	
15	火	赤口	●確定申告の受付終了(所得税、住民税) ●確定申告の税額の延納の届出期限 ●所得税の総収入金額報告書提出期限 ●個人の青色申告の承認申請期限(1月16日以降新規業務開始を除く) ●所得税の更正の請求期限(通常申告の場合) ●贈与税の申告の受付終了
16	水	先勝	
17	木	友引	
18	金	先負	
19	土	仏滅	
20	日	大安	
21	月	赤口	春分 春分の日
22	火	先勝	
23	水	友引	
24	木	先負	
25	金	仏滅	
26	土	大安	
27	日	赤口	
28	月	先勝	
29	火	友引	
30	水	先負	
31	木	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払(2月分) ●個人事業の消費税確定申告の提出期限 ●有害物ばく露作業報告書の提出